

社会福祉法人宏平会 サービス付き高齢者向け住宅まちなか サテライト型地域密着型特定施設入居者生活介護 運営規程

第1条(事業の目的)

社会福祉法人宏平会サービス付き高齢者向け住宅まちなかが開設する、サテライト型地域密着型特定施設入居者生活介護事業所(以下「事業所」という。)が行う特定施設入居者生活介護事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員又は介護職員(以下「特定施設入居者生活介護従業者等」という。)が、要介護状態等にある高齢者等(以下「要介護者等」という。)に対し、適正なサテライト型地域密着型特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

第2条(運営の方針)

1 事業所の特定施設入居者生活介護従業者等は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、要介護状態等になった場合でも、当該特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下「利用者」という。)が当該特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように援助を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

第3条(事業所の名称等)

事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1)名称 サービス付き高齢者向け住宅まちなか
- (2)所在地 鳥取県米子市紺屋町31-3

第4条(従業者の職種、員数及び勤務内容)

従業者の職種、員数及び勤務内容は次の通りとする。

- (1)管理者 1名(生活相談員と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及びサテライト型地域密着型特定施設入居者生活介護の利用

申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うものとする。

(2)生活相談員 1名(管理者と兼務)

生活相談員は利用者及び家族の相談業務等に当たる。

(3)看護職員 2名

看護職員は健康状態の観察・機能訓練等に当たる。

(4)介護職員 3名以上(常勤換算)

介護職員は身体介護等に当たる。

(5)機能訓練指導員 2名(看護職員と兼務、作業療法士)

機能訓練指導員は機能訓練に当たる。

(6)計画作成担当者 1名(介護職員と兼務)

特定施設サービス計画の作成に当たる。

第5条(サテライト型地域密着型特定施設入居者生活介護の利用定員数及び居室数)

利用定員 18名、居室数 18室とする。

第6条(サテライト型地域密着型特定施設入居者生活介護の内容)

特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスをいうものとする。

第7条(サテライト型地域密着型特定施設入居者生活介護の利用料その他の費用)

サテライト型地域密着型特定施設入居者生活介護の利用料、その他の費用の額は次の通りとする。

(1)サテライト型地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額によるものとし、当該特定施設入居者生活介護、法定代理受領サービスであるときには利用者の介護保険負担割合証の額とする。

(2)おむつ代 実費相当額

(3)その他サービスの提供において利用者に負担を求めることが適当と思われる費用 実費相当額

(4)前項に規定する費用の額の係わるサービス提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対して、当該サービスの内容及び費用について文書にて説明を行い、利用者又は家族の

同意を得なければいけない。

第8条(緊急時等における対応方法)

特定施設入居者生活介護従業者等は、特定施設入居者生活介護を提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

第9条(内容及び手続きの説明及び同意)

特定施設入居者生活介護の開始に際し、管理者若しくは特定施設入居者生活介護従業者等は、入居申込者若しくはその家族に、サービス内容及び利用料金等の重要事項を記した文書を交付し、同意をする文書に署名(記名押印)を受けることとする。

第10条(サービスの利用に当たっての留意事項)

1 特定施設入居者生活介護事業者は入居申込者又は入居者(以下「入居者等」という。)が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他適切な措置を速やかに講じなければならない。

2 特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供することとする。

3 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で、解決すべき課題を把握しなければならない。

4 計画作成担当者は、利用者又は家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づく、他の特定施設入居者生活介護従事者等と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービス内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

5 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の原案について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければいけない。

6 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。

7 特定施設入居者生活介護従業者等は、それぞれの利用者について、特定施設サービス計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

8 サテライト型地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下「特定施設入居者生活介護事業者」という。)は、特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記載するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

9 特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこととする。

10 特定施設入居者生活介護事業者は特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。

11 特定施設入居者生活介護事業者は前項の身体的拘束等行う場合にはその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第11条(介護)

1 介護は利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 特定施設入居者生活介護事業者は自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清拭しなければならない。

第12条(健康管理)

特定施設入居者生活介護施設の看護職員は常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための措置を講じなければならない。

第13条(非常災害対策)

「社会福祉法人 宏平会サービス付き高齢者向け住宅まちなか非常災害対策計画」に準ずるものとする。

第14条(事故発生時の対応)

1 利用者に対する特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合には、市町村、当

該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければいけない。

2 特定施設入居者生活介護は、前項の事故の状況及び事故の際して採った処置を記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対する特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければいけない。ただし、事業所の責に帰すべからず事由による場合は、この限りではない。

第15条(衛生管理等)

1 特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければいけない。

2 特定施設入居者生活介護事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第16条(秘密保持)

1 特定施設入居者生活介護従業者等は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいけない。

2 特定施設入居者生活介護従業者等は、事業所の従業者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければいけない。

3 特定施設入居者生活介護従業者等は、サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

第17条(苦情処理)

1 事業者は、提供した特定施設入居者生活介護および介護予防特定施設入居者生活介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置など、必要な措置を講じなければいけない。

2 特定施設入居者生活介護事業者は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

第18条(記録の整備)

特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品の記録、訪問介護計画、苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際して採った処置の記録及び会計に関する諸記録を整備するとともに、その完結の日から5年間保存しなければいけない。

第19条(職員体制の確保)

- 1 利用者に対して、適切な特定施設入居者生活介護を提供できるよう、特定施設入居者生活介護従業者等の勤務体制を定めなければならない。
- 2 特定施設入居者生活介護従業者等の資質向上を図るための研究、研修の機会を設けなければならない。
- 3 特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合に当たっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

第20条(その他)

この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人宏平会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和元年10月1日より施行する。

この規程は、令和元年11月25日より改定する。

この規程は、令和2年3月16日より改定する。

この規程は、令和3年4月1日より改定する。

この規程は、令和4年1月1日より改定する。

この規程は、令和5年10月10日より改定する。

この規程は、令和7年4月1日より改定する。